

記者発表（発表・資料配布）				
月日	担当課係名	TEL	発表者名（担当係長名）	その他の発表
5/18 (木)	労政福祉課 労政企画班	078-362-3362	産業労働部労政福祉課長 入江 浩子 (主幹(勤労者福祉担当) 伊東 政彦)	
	(公財)兵庫県勤労福祉協会 ひょうご仕事と生活センター	078-381-5277	(公財)兵庫県勤労福祉協会 ひょうご仕事と生活センター長 辻 芳治 (業務課長 福田 浩司)	

令和5年度上期ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定にかかる 申請企業等の募集

ひょうご仕事と生活センターでは、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、多様な働き方の導入や、仕事と家庭生活の両立の促進、多様な人材の活用等について一定の成果を上げている企業・団体の認定を行っています。

については、以下により、認定申請企業等を募集します。

1 申請対象企業等

「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」に登録されている県内企業等で、ひょうご仕事と生活センターがホームページ上で提供している「ワーク・ライフ・バランス WEB 自己診断システム」などにより、一定水準以上の取り組みを行っていると思われる企業等

2 認定によるメリット

- (1) 兵庫県及びひょうご仕事と生活センターのホームページや情報誌等で企業名とその取り組みが広く周知されます。
- (2) ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定ロゴマークを使用することができます。
- (3) 求人の際に「ひょうご仕事と生活の調和推進認定企業」であることを記載でき、人材確保に効果があると考えられます。
- (4) 提携する金融機関等（※1）において、優遇金利での融資、損害保険料の割引などの支援を受けることができます。
(※1 みなと銀行、但馬銀行、兵庫県信用保証協会、損害保険ジャパン(株))
- (5) 提携する宿泊施設（※2）において「ワーケーション」特別割引プランを利用することができます。（※2 ひょうご憩の宿、グランドニッコー淡路）

3 審査方法

応募時に提出していただく自己診断結果や事前調査（ヒアリング調査を実施）をもとに審査委員会で選考を行い、認定企業等を決定します。

4 申込方法

申請書に必要書類を添えて、郵送又は持参により申し込んでください。

<募集期間> 令和5年5月22日（月）～7月21日（金）

申請書等は、ひょうご仕事と生活センターのホームページ(<https://www.hyogo-wlb.jp>)からダウンロードできます。

5 問い合わせ先

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会 ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター 1 F

TEL078-381-5277 FAX078-381-5288